毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
7月13日
（金曜日）

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……二
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……三
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……四
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）……四
解除予定保安林（宇部市）（森林整備課）……四
保安林予定森林（阿武町）（森林整備課）……五
○公告
公共測量の実施の終了（二件）（監理課）……五
○教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……六

山口県告示第二百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年七月十三日から同年八月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村岡嗣政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　マツダ株式会社
住　所　広島県安芸郡府中町新地三番一号

二　工場又は事業場の名称及び所在地
名　称　マツダ株式会社防府工場中関地区
所在地　防府市大字浜方四一五番地の八

三　特定施設に関する事項
㈠　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法		
	能力（㎥）	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
六五	四・三	平成三〇、八、三	平成三〇、八、二二	平成三〇、八、二二	断続	二〇時間	変動なし

備考　「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値												汚水等の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）					
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
六五	六・五	四・五〜九・五	三〇	五〇	五〇	八〇	二五	六〇	一〇	三〇	一二〇	一四〇		

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（m³／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
排水処理施設	コンクリート製	一、八〇〇	接触酸化・凝集浮上	連続	二四時間	変動なし	（既設）		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値												汚水等の一日当たりの量（m³）	
項目	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
排水処理施設 処理前	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
処理前	七・五	五・五〜九・五	三五	五〇	一五〇	二二五	五五	二五	六〇	四	一〇	一、四一六	一、七五〇	
処理後	七	五・五〜八・五	一八	二五	二五	三〇	二	二〇	〃	一	八	〃	〃	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排出水の汚染状態の値												排出水の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No.1排水口	七	五・五〜八・五	一八	二五	二五	三〇	二	二〇	六〇	一	八	一、四一六	一、七五〇	

山口県告示第二百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年七月十三日から同年八月二日

までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　チタン工業株式会社

住　所　宇部市大字小串一九七八番地の二五

二　工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　チタン工業株式会社宇部開発センター

所在地　宇部市大字妻崎開作一八〇四番地の一

三　特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設

四　変更しようとする事項の内容

排出水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	項目	排出水の汚染状態の値												排出水の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg/ℓ）		浮遊物質量（mg/ℓ）		鉱油類（mg/ℓ）		窒素（mg/ℓ）		燐（りん）（mg/ℓ）			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No.1 排水口	変更前	七	八～六	六	二〇	二〇	三〇	二	一	一〇	六五	〇・五	一・八	六〇五	七八三
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
No.2 排水口	変更前	〃	〃	〇・二五	一	〇・一	一	一	一	〇・〇一	〇・一	〇・〇〇二	〇・〇一	一六	一六
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八	八
No.3 排水口	変更前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	変更後	七	八～六	〇・二五	一	〇・一	一	一	一	〇・〇一	〇・一	〇・〇〇二	〇・〇一	八	八

山口県告示第二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村岡嗣政

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
井東　大	だい鍼灸院	山口市吉敷下東四丁目一一番二三号	平成三〇、六、一
大塚健太郎	おのだサンパーク ひまわり整骨院	山陽小野田市中川六丁目四番一号	〃　五、七

山口県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村岡嗣政

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通十丁目八の一	アサヒサンクリーン在宅介護センター岩国	岩国市麻里布町一丁目五番一〇号	訪問入浴介護	平成三〇、五、三一

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通十丁目八の一	アサヒサンクリーン在宅介護センター岩国	岩国市麻里布町一丁目五番一〇号	介護予防訪問入浴介護	平成三〇、五、三一

山口県告示第二百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村岡嗣政

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人仁誠会	山口市宮島町八番一二号	長崎歯科医院	山口市宮島町八番一二号	居宅療養管理指導	平成三〇、四、一

山口県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村岡嗣政

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人仁誠会	山口市宮島町八番一二号	長崎歯科医院	山口市宮島町八番一二号	介護予防居宅療養管理指導	平成三〇、四、一

山口県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村岡嗣政

一　解除予定保安林の所在場所

宇部市大字善和字瀬戸一六一の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市北部・農林振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　保安林予定森林の所在場所

阿武郡阿武町大字福田上字長沢谷三、一〇五九一、一〇九〇六、字掛ノ平四〇、四二、四三、一〇九〇一、一〇九〇二、一〇九〇二の一、字柴口四四の一、字上ノ谷一一二、一〇八八六、一〇八八七、字木掛一四六、字道々一八九、一〇一四九、一〇一五〇、一〇八七六から一〇八七九まで、字清藤一九五、一〇一四二、一〇一四五、一〇一四六、一〇八七四、一〇八七五、一〇九二七から一〇九三〇まで、字上清藤二〇〇、二〇三の一、二〇三の二、二〇四の一、二〇四の二、一〇九三一、一〇九三二、一〇九三四の一、一〇九三四の二、字平原二〇七、二〇九、二一〇、二一二、二一三、二一五の一、二一五の二、一〇九三七、字久瀬原二八〇、二八二、字大元二九五の一、字下向一〇一三九の一、一〇一三九の二、一〇一四〇、字八保一〇五九二、一〇五九三、一〇五九五、一〇九〇三の一、一〇九〇三の二、一〇九〇四、一〇九一三、字桂ケ迫一〇五九八の一、一〇五九八の二、字上笹原一〇五九九、一〇六〇一の一から一〇六〇一の三まで、字火ノ迫一〇六〇二の一、一〇六〇三の一、一〇六〇三の二、字柴山一〇六〇四、一〇六〇五の一、一〇八八八の二から一〇八八八の一一まで、一〇八八八の一三から一〇八八八の一九まで、字ビワガ原一〇六三六の四、字大岩一〇八八四、字大谷一〇八八九の一、一〇八九一、字西新作一〇八九七の一、一〇八九八の一、一〇八九九の一、字長沢谷奥一〇九〇八、一〇九一〇の一、一〇九一二、字白滝一〇九〇八の一、字大亀岩一〇九三一の五、字大垰一一一一六の一、字木床一一三九五の一

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町経済課に備え置いて縦覧に供する。）

（一五六） 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類

公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

二　作業の地域

周南市大字久米

三　作業の期間

平成二十九年六月二十八日から平成三十年二月二十八日まで

（一五七） 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

りました。

平成三十年七月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類
　公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）
二　作業の地域
　下松市大字末武下及び大字西豊井
三　作業の期間
　平成二十九年七月三日から平成三十年三月三十日まで

教育委員会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立山口農業高等学校の項を次のように改める。

山口県立山口農業高等学校	山口市	本校	生物生産科	3	40							西市分校は、平成31年度から生徒募集を行う。
			食品工学科	3	40							
			環境科学科	3	40							
			生活科学科	3	40							
		西市分校	総合学科	3	40							

附　則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

平成三十年七月十三日印刷
平成三十年七月十三日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事